

[事案 2019-31] 契約引受請求

・令和元年 10 月 15 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人から審査が終了した旨の連絡を受けたこと等を理由に、連絡時点に遡っての当初申込内容での契約成立を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 30 年 11 月に第一回保険料を支払い、募集人から審査が終了した旨のメール連絡があったにもかかわらず、その後の入院を契機として契約を拒否された定期保険について、以下の理由により、上記連絡を受けた日に遡って、当初申し込んだ内容で契約の成立を認めてほしい。

- (1) 審査は通過している。
- (2) 保険証券発行には時間がかかることもあるだろうから、募集人から審査終了の連絡があった日を契約成立日としてほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約申込みに対する承諾の意思表示は保険証券の交付をもって行うこととされており、同証券が未交付である以上、本契約は成立していない。募集人からのメール連絡は、手続きの進行状況を説明したものに過ぎない。
- (2) 本契約手続きにおいて保険証券交付が遅れたという事情はない。
- (3) 申立人は、契約申込みの数年前に約 2 年間通院しており、責任開始時点で保険適格体であったとはいえ、当初の申込内容で当社が引受義務を負うことはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人から審査終了の連絡があった時点では最終的な審査は完了しておらず、同連絡をもって本契約が成立したとみなすことはできず、保険証券の送付等に多くの時間を要したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。